

ウィークリースタンス実施要領

1. 目的

働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務となっています。

遠賀町では、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層の工事及び業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的に本取組を実施します。

2. 対象

遠賀町発注の予定価格500万円以上かつ契約期間が30日以上の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

3. 取組内容

休日、深夜勤務等を抑制するため、以下の取決めを行い、労働環境の改善を図る。

なお、ノーカンガムデーなどの労働環境改善の取組が各企業で異なること、また、業務内容による特性も考えられることから、柔軟性をもった取り決めとする。

- (1) 休日・ノーカンガムデーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- (2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）。
- (3) 業務時間外の連絡を行わない。（メール等を含む）
- (4) 受発注者間でノーカンガムデーを情報共有する。
- (5) 打合せはweb会議等の活用に努める。
- (6) その他、業務の効率化や成果品の品質向上につながる取組。

※ (1)～(6) 全ての実施が必須ではなく、可能な項目のみ設定することも可とする。

また、取組期間は業務期間全体に限らず、可能な期間だけとすることも可とする。

4. 実施方法

着手時の打合せにおいて取決めを行い、設定した取組内容は実施協議録等に記録し、受発注者間で共有する。

工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は取決めの例外とすることができる。

5. 適用年月日

本要領は、令和7年1月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和7年1月1日以前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取組むものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年1月1日から施行する。